関係各大臣が食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合

（令和６年７月現在）

食品衛生法（食品安全基本法第 24 条第１項第１号）

条　項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第６条第２号ただし書	有毒・有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがある食品・添加物であっても、人の健康を損なうおそれがないため販売等の禁止の対象とはしない場合を定めようとするとき （洗浄剤について準用）
第７条第１項	人の健康を損なうおそれがない旨の確証がない新開発食品について、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認める場合において、その販売を禁止しようとするとき
第７条第２項	通常の方法と著しく異なる方法により飲食に供されている食品について、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認める場合において、その販売を禁止しようとするとき
第７条第３項	食品によるものと疑われる人の健康に係る重大な被害が生じた場合であって、当該被害の態様からみて当該食品に当該被害を生ずるおそれのある一般に飲食に供されることがなかった物が含まれていることが疑われ、かつ、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認める場合において、その食品の販売を禁止しようとするとき
第７条第４項	第７条第１項から第３項までの規定による販売の禁止の全部又は一部の解除をしようとするとき
第８条第１項	食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物（指定成分等）を指定しようとするとき
第 10 条第１項	病肉等の販売等が禁止される獣畜・家きんの種類、獣畜・家きんの疾病の範囲を定める厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき
第 12 条	人の健康を損なうおそれがないものとして添加物を指定しようとするとき
第 13 条第１項	食品・添加物についての製造等の方法の基準又は成分の規格を設定・変更しようとするとき （洗浄剤について準用）
第 13 条第３項	農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質を除く。）について、人の健康を損なうおそれがない量（一律基準値）を定めようとするとき
第 18 条第１項	器具・容器包装等についての規格又は製造方法の基準を定めようとするとき

	（集団給食施設において使用する器具・容器包装等について準用）
第18条第３項ただし書き	器具・容器包装から溶出又は浸出して食品に混和しても人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき
第50条第１項	食品・添加物の製造・加工過程において有毒・有害な物質が混入することを防止するための措置に関する基準を定めようとするとき
第51条第１項	器具・容器包装を製造する営業及び食鳥処理の事業を除く営業の施設の公衆衛生上必要な措置の基準を定めようとするとき
第52条第１項	器具・容器包装を製造する営業の施設の公衆衛生上必要な措置の基準を定めようとするとき

農薬取締法（食品安全基本法第24条第１項第２号）

条　項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第３条第１項	特定農薬（原材料に照らし人畜等に害を及ぼすおそれがないことが明らかな農薬）を指定・変更しようとするとき
第４条第２項	農薬の登録を拒否することができる場合に該当するかどうかの基準（水産動植物被害に係る基準及び水質汚濁に係る基準を除く。）を設定・変更しようとするとき （外国製造農薬に係る登録について準用）

肥料の品質の確保等に関する法律（食品安全基本法第24条第１項第３号）

条　項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第３条	肥料の公定規格（含有すべき主成分の量、含有を許される有害成分の最大量等）を設定・変更・廃止しようとするとき
第４条第１項第４号	特定普通肥料（含有している成分の残留性からみて、施用方法によっては、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産される普通肥料）を定める政令の制定・改廃の立案をしようとするとき
第７条第１項・第８条第３項	特定普通肥料についての登録・仮登録をしようとするとき （外国生産肥料の登録・仮登録について準用）
第13条の２第２項	特定普通肥料についての変更の登録・仮登録をしようとするとき （外国生産肥料の登録・仮登録について準用）
第13条の３第１項	特定普通肥料についての変更の登録・仮登録をし、又はその登録・仮登録を取り消そうとするとき （外国生産肥料の登録・仮登録について準用）

家畜伝染病予防法（食品安全基本法第24条第１項第４号）

条　項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第２条第１項	家畜伝染病（家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、その予防だけでなくまん延防止のための措置を講じる必要のある伝染病）について、法第２条第１項に定める家畜以外の家畜の種類を定める政令の制定・改廃の立案をしようとするとき
第４条第１項	家畜伝染病に準じる伝染病でその発生につき農林水産大臣に届出の必要があるもの（届出伝染病）の種類、家畜の種類を定める農林水産省令を制定・改廃しようとするとき
第 62 条第１項	家畜伝染病及び届出伝染病以外の家畜の伝染病について本法のまん延防止措置等を準用する対象疾病・家畜の種類を定める政令の制定・改廃の立案をしようとするとき

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（食品安全基本法第 24 条第１項第５号）

条　項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第２条第３項	飼料添加物（飼料の品質を低下の防止等を目的として飼料に添加する等の方法により、使用できるもの）を指定しようとするとき
第３条第１項	有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、飼料・飼料添加物の製造等の方法の基準又は成分の規格を設定・改正・廃止しようとするとき
第 23 条	有害畜産物が生産されること等を防止するため、有害な物質を含む飼料・飼料添加物等の製造・輸入・販売・使用を禁止しようとするとき

と畜場法（食品安全基本法第 24 条第１項第６号）

条　項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第６条第１項	と畜場の衛生管理の基準を定める厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき
第９条第１項	とさつ・解体に係る衛生措置の基準を定める厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき
第 13 条第１項第３号	と畜場以外の場所であっても直ちにとさつすることが必要な場合においてはとさつすることができる獣畜の疾病の範囲を定める厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき
第 14 条第６項第２号・第３号	と畜検査の対象となる疾病の範囲等を定める厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき
第 14 条第７項	と畜検査の方法・手続等について定める政令の制定・改廃の立案をしよう

	とするとき

水道法（食品安全基本法第 24 条第１項第７号）

条　項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第４条第２項	水道により供給される水の備えるべき要件（水質基準）（病原微生物、有毒物質等の含有に関する基準等、水の安全性の確保に関する基準に限る。）についての環境省令を制定・改廃しようとするとき

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（食品安全基本法第 24 条第１項第８号）

条　項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第 14 条第１項、第 23 条の２の５第１項及び第 23 条の 25 第１項（第 83 条第１項の規定による読み替えを含む）	医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品（人畜又は専ら動物のために使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。）の製造販売についての承認をしようとするとき
第 14 条の３第１項、第 23 条の２の８第１項、第 23 条の 28 第１項第１項（第 83 条第１項の規定による読み替えを含む）	国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延等を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品であり、かつ、それらの使用以外に適当な方法がないものであって、その用途に関し、外国において、販売し、授与し、並びに販売又は授与の目的で貯蔵し、及び陳列することが認められているものについて、特例承認をしようとするとき（外国において製造販売されるものの特例承認について準用）
第 14 条の４第１項、第 23 条の 29 第１項（第 83 条第１項の規定による読み替えを含む）	製造販売の承認を受けた新医薬品又は新再生医療等製品（既存のものとは効能・効果等が明らかに異なる医薬品又は再生医療等製品をいう。）に関し、承認後の使用成績等に照らして安全性の再審査を行おうとするとき（外国において製造販売されるものの特例承認について準用）
第 14 条の６第１項、第 23 条の 31 第１項（第 83 条第１項の規	製造販売の承認を受けた医薬品又は再生医療等製品に関し、科学技術の進歩等に応じ、当初承認された有効性、安全性の再評価を行おうとするとき（外国において製造販売されるものの再評価について準用）

定による読み替えを含む）	
第19条の２第１項、第23条の２の17第１項、第23条の37第１項（第83条第１項の規定による読み替えを含む）	外国において製造販売される医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売についての承認をしようとするとき
第23条の２の９第１項（第83条第１項の規定による読み替えを含む）	担当大臣が指定した医療機器について、製品の特性に応じて設定された期間内に行う使用成績の評価をしようとするとき（外国において製造販売されるものの使用成績評価について準用）
第83条第１項の規定により読み替えて適用される第14条第２項第３号ロ	専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品（動物用医薬品）の使用に係る対象動物（牛、豚その他の食用に供される動物）を定める農林水産省令を制定・改廃しようとするとき
第83条の５第１項	対象動物に使用される蓋然性が高いと認められる医薬品又は再生医療等製品（動物用医薬品又は動物用再生医療等製品を除く。）であって、適正に使用されなければ対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれのあるものが生産されるおそれのあるものについて、使用者が遵守すべき基準を定める農林水産省令を制定・改廃しようとするとき

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（食品安全基本法第24条第１項第９号）

条　項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第２条第３項	農用地の土壌に含まれることに起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されるおそれがある物質（特定有害物質）を定める政令の制定・改廃の立案をしようとするとき
第３条第１項	農用地の利用に起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されると認められ、又はそのおそれが著しいと認められる地域（農用地土壌汚染対策地域）の要件を定める政令の制定・改廃の立案をしようとするとき

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（食品安全基本法第24条第１項第10号）

条　項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第 11 条第１項	食鳥処理場の衛生管理等の基準を定める厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき
第 15 条第４項第２号・第３号	食鳥検査の対象となる疾病の範囲等を定める厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき
第 15 条第６項	食鳥検査の方法・手続等について定める厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき
第 19 条	食鳥処理業者が食鳥検査に合格しなかった食鳥等に関し講ずべき消毒・廃棄等の措置について定める厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（食品安全基本法第 24 条第１項第 11 号）

条　項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
附則第２条の２第１項	既存添加物名簿にその名称が記載されている添加物について、人の健康を損なうおそれがあると認める場合において、当該添加物の名称を既存添加物名簿から消除しようとするとき

ダイオキシン類対策特別措置法（食品安全基本法第 24 条第１項第 12 号）

条　項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第６条第１項	ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量（耐容一日摂取量）を定める政令の制定・改廃の立案をしようとするとき

牛海綿状脳症対策特別措置法（食品安全基本法第 24 条第１項第 13 号）

条　項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第７条第１項	と畜場における解体後の牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢を定める厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき
第７条第２項	と畜場の設置者・管理者が焼却することにより衛生上支障のないように処理しなければならない牛の特定部位の範囲及びその例外を定める厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき

その他政令・内閣府令で定めるとき（食品安全基本法第 24 条第１項第 14 号・食品安全委員会令第１条第１項・食品安全委員会令第１条第１項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令）

条　項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
食品安全基本法第 24 条第１項第１号から第 13 号までに掲げる法律に基づく命令（政令を除き、告示を含む。）の規定に基づき食品の安全性の確保に関する施策を策定しようとする場合であって、同法第 11 条第１項に規定する食品健康影響評価が行われなければならないときとして内閣府令で定めるとき	
食品、添加物等の規格基準第１食品の部Ａ第３款、第２添加物の部Ｄ　同基準第１食品の部Ａ第３款	組換えＤＮＡ技術によって得られた生物若しくは当該生物を利用して製造された添加物又は組換えＤＮＡ技術によって得られた微生物を利用して製造された物についての安全性審査を行おうとするとき及び安全性審査の手続を定めようとするとき
同基準第１食品の部Ｂ第６款、第２添加物の部Ｅ第３款	組換えＤＮＡ技術によって得られた微生物を利用して製造される食品・添加物に係る製造の基準を定めようとするとき
農薬取締法第４条第１項第６号から第９号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準第１号イ、第２号ロ	農薬の登録を拒否することができる場合に該当するかどうかの基準として、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準を定めようとするとき
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第１の１の(1)のシ	組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を含む飼料の安全性についての確認を行おうとするとき及び確認について定めをしようとするとき
同令別表第１の１の(1)のシただし書	組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を含む飼料が安全性の確保に支障がないかどうかの基準を定めようとするとき
同令別表第１の１の(1)のス	組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造されたものを含む飼料の安全性についての確認を行おうとするとき及び確認について定めをしようとするとき
同令別表第１の１の(2)のコ	組換えＤＮＡ技術によって得られた微生物を利用して製造される飼料に係る製造の方法の基準を定めようとするとき
同令別表第２の２	組換えＤＮＡ技術によつて得られた生物を利用して製造されたものを含む

	飼料添加物の安全性についての確認を行おうとするとき及び確認について定めをしようとするとき
同令別表第２の２ただし書 同令別表第２の３の(7)	組換えＤＮＡ技術により得られた生物を利用して製造された飼料添加物が、安全性の確保に支障がないものとする基準を定めようとするとき 組換えＤＮＡ技術によつて得られた微生物を利用して製造される飼料添加物に係る製造の方法の基準を定めようとするとき